

学校いじめ防止基本方針

盛岡市立大宮中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題である。そして、誰よりもいじめられる側に問題があるという立場で、いじめられる側の保護を最優先にしなければならない。また、どの生徒にも被害者と加害者になり得るということを基本的な考えとして、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒と教職員、また生徒同士が信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。そのために、生徒が自己存在感を味わうことができる活動を増やし、その中で、思いやりのある温かい集団が形成され、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

本校の不登校等に対応する運営委員会を、必要に応じて「いじめ対策委員会」として設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員だけで抱え込むことなく、組織的に対応する。

委員会は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、適応指導担当、関係学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーを加えて構成する。

3 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止の取組

- 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合いともに成長していく学級づくりを進める。
- 行事、授業、部活動において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感や自己肯定感、自己有用感を育むことができるようにする。
- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うために、教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援する。

(2) いじめの早期発見の取組

- 教育相談アンケートや教育相談を定期的に行い、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。(いじめアンケート毎月末計12回)
- 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。(教育相談期間7月、12月に全員個人面接)
- アンケートの結果や日常生活のなかでいじめにかかる事案が発生した場合、必要に応じて、全校や学年にいじめアンケートを実施し、いじめを許さない風土を醸成する。
- 校内のいじめ相談体制として、教育相談担当が窓口となり、必要に応じてスクールカウンセラーにつなげる。いじめの案件があった場合、緊急に「いじめ対策委員会(運営委員会)」を開催し、情報の共有と対応策について検討する。

(3) いじめに対する措置

- いじめを発見したり、通報を受けたりした場合、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。(特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。)
- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」という相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が上げられず、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらわずに所轄の警察署に相談して対処する。
- いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。このとき、いじめられている生徒にも責任があるという考え方を排除し、生徒のプライベートなどの個人情報に十分に留意し聴取する。また、周囲の友人や保護者からの情報を求め、事実関係を明らかにするよう努める。(保護者への説明責任を丁寧に果たす。)
- いじめられた生徒にとって信頼できる人物(親しい友人や教職員、スクールカウンセラー、家族など)と連携し、寄り添い、支える体制をつくる。
- いじめた生徒に対して、事実関係の聴取を詳細に行う。いじめの事実が確認された場合、複数の教職員が組織的に連携し、いじめをやめさせ再発を防止する。
- いじめた生徒からの事実関係を聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得、以後の対応を適切に行うことができるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- いじめた生徒に対して、教育上必要があると認める場合、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加えることができる。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える場合、教育的配慮に十分に留意し、自らの行為の悪質性を理解し、健全な成長を促す目的で行う。
- いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやし立てるような行為は、いじめに加担することであることを理解させる。いじめは絶対に許されない行為であることを学級全体で話し合うなど、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- いじめの解決とは、当事者による謝罪行為で終わるものではなく、いじめた生徒といじめられた生徒、周囲の生徒との関係の修復を経て、全体が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すまでと判断されるべきである。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大をさけるようにプロバイダに削除を求める。必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処でき

るよう情報モラル研修会など、必要な啓発活動を行う。

- 中学校生活では携帯電話は不要であり、私用時に持たせる場合、保護者の責任のもと使用させるよう新入生保護者説明会等で伝えていく。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査方針等について、被害生徒及び保護者等に対して説明を行う。
- (4) 調査結果について、被害生徒及び保護者等に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を含んだ教育相談アンケートを年2回実施し、その結果をいじめ対策委員会で検討する。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（5月）を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」を広く周知する。
- (3) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行う。

【重大事態の対応フロー図】

本人からの申し出
アンケート 通報
申告 相談等

いじめの疑いに関する情報

校内で「いじめ対策委員会」を開催し、いじめの疑い（事実）に関する情報の収集と記録、共有

いじめ対策委員会

すべて市教委への報告

いじめと判断

いじめではないと判断

本人からの申し出の場合、いじめと判断して対応する

事案の調査

- ・生徒への事情聴取
- ・いじめの情報収集、記録、共有

事案の対応

- ・いじめられた生徒、保護者
- ・いじめた生徒、保護者、周囲の生徒

「いじめ対策委員会」で対応について確認し、校長の判断により決定

職員会議で対応について周知（共通理解）

いじめに対する措置・対応

措置・対応の検証・修正

重大事態の発生

学校が調査主体の場合

市教委に重大事態の発生を報告（速報・第1報）

- ・市教委による調査主体の検討
- ・事案によっては、警察へ通報

- 学校に重大事態の調査組織の設置
 - ・「いじめ対策委員会」を母体にいじめの状況に応じて第三者を加え、公平性と中立性を確保する。
 - ・被害生徒及び保護者等に対し調査方針等の説明を行う。
- 事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・いじめの行為の事実関係を可能な限り明らかにする。
 - ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実を積み重ねるように調査する。
 - ・事実をしっかり向き合う姿勢で、事実を正しく理解し、必要に応じて新たな調査を行う。
- いじめを受けた生徒及び保護者へ適切な情報提供
 - ・調査によって明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮して情報を適切に提供。
 - ・調査に用いたアンケートは、被害関係者に提供する場合は念頭において調査を行うとともに、その旨を調査対象者に説明する。
- 調査結果を教育委員会に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置